初。通。信

第 139 号 平成 30 年 8 月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

レ 経営者

経理担当者

従業員

初鹿会計事務所 (認定経営革新等支援機関)

 $\pm 400-0043$

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL http://www.hatsushika-kaikei.com/

所得拡大促進税制の改正

第134号でも情報発信させて頂きました平成30年度の所得拡大促進税制の改正について、概要がまとめられましたのでご案内いたします。適用要件がさらに緩和されました。

所得拡大促進税制

所得拡大促進税制とは、従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業 主は所得税)から税額控除できるという税制です。適用要件が何点か改正され、3年間延長されます。

今回の改正による適用要件の緩和

改正前

- 要件① 雇用者給与等支給額が前年事業年度の給与等支給額以上であること。
- 要件② 平均給与等支給額(注1)が前年事業年度の平均給与等支給額を超えていること。
- 要件③ 雇用者給与等支給増加額が基準雇用者給与等支給額よりも一定割合以上増加していること。

(注1) 平均給与等支給額:従業員1人あたりの給与等支給額

適用要件が以下の2点となります。

- 要件① 給与総額が前年以上であること。
- 要件② 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していること。

但し、新たに設立された法人の1期目は適用できません。

税額控除(こちらも一部改正されています)

- ※前年度からの給与総額の増加額に対して、15%の税額控除
- ※人材投資や生産性向上に取り組む企業は税額控除率を25%に上乗せ

※適用期間 平成30年4月1日開始事業年度から平成33年3月31日開始事業年度までの3年間。

現状、適用要件の判定が煩雑ですが、今回の改正により大分簡素化され、判定がしやすくなると思われます。具体的な利用方法等は後日、中小企業庁より公開される予定です。分かり次第、ご案内いたします。

※対象となる雇用者や給与等、一定の条件(細かい条件等)がございます。ご不明な点等併せまして、 お気軽に担当者までお問い合わせください。また税額控除算定は当事務所で行います。